

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第3回朝霞市地域包括支援センター運営協議会	
開 催 日 時	令和3年2月26日(金) 午後1時30分から午後3時00分まで	
開 催 場 所	産業文化センター 研修室兼集会室 第1	
出 席 者	委 員 9 名（大橋委員、金子委員、熊澤委員、田中委員、濱野委員、本田委員、八木委員、安多委員、吉川委員） 事務局 8 名（三田部長、望月課長、増田補佐、奥野係長、小川係長、佐藤主任、山口主任、宮崎主任） 地域包括支援センター 11 名 内間木苑（塩味、遠藤）、つつじの郷（中山、新坂）、モーニングパーク（脇坂、丸山、山上）、ひいらぎの里（森、吉田）、朝光苑（小南、武笠）	
会 議 内 容	（1）令和3年度朝霞市地域包括支援センター運営方針(案)について （2）令和3年度朝霞市地域包括支援センター事業計画(案)について （3）令和3年度朝霞市地域包括支援センター収支予算(案)について （4）全国統一指標による朝霞市及び朝霞市地域包括支援センターの評価結果について （5）その他	
会 議 資 料	資料1：令和3年度朝霞市地域包括支援センター運営方針(案) 資料2：令和3年度朝霞市地域包括支援センター事業計画書(案) 資料3：令和3年度朝霞市地域包括支援センター収支予算書(案) 資料4：全国統一指標による朝霞市及び朝霞市地域包括支援センターの評価結果について	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会

2 議 題

議題（1）令和3年度朝霞市地域包括支援センター運営方針(案)について

＊資料1：令和3年度朝霞市地域包括支援センター運営方針(案)

①運営方針の策定の目的

佐藤主任：この運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施を目指すために策定するものです。

②令和3年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）の内容について

佐藤主任：前年度からの大きな変更点として、1つ目は人員配置基準の変更、2つ目は在宅医療・介護連携推進事業の事業内容の見直し、3つ目は感染症等への対応について新規に記載したことです。新旧対照表の左側は新年度、令和3年度の運営方針の変更があった箇所が抜粋されています。右側には今年度、令和2年度の運営方針が記載されており、それぞれ変更箇所については下線がひかれています。

まず、I 策定の目的ですが、根拠法令や例規について記載がなかったので、追記いたしました。

次に、IV業務推進の指針のうち、2の設置場所については、設置場所の主体の記載がなかったので、「市と協議の上、事業者が決定するものとする。」と追記いたしました。

次に、3の人員配置基準ですが、来年度令和3年度の市の予算では、地域包括支援センターの職員1名増員分を予算計上しており、正式には市議会で令和3年度の予算が承認されてから確定となりますが、1名増員するものとして、標準的配置人員を5名から6名に変更いたしました。これに伴い、配置する各職種の表記と準ずる者についても明記しました。

次に、9 苦情対応ですが、苦情対応については平成30年度に「朝霞市地域包括支援センター苦情対応方針」を策定しており、それを明記しました。

次に、10 事業報告及び評価ですが、これまで月に1度の報告と、運営協議会にて上半期及び年間の事業報告及び評価をしていることについて明記しました。

次に、11 その他では、事故発生時や緊急時の報告について明記しました。

次に、V 具体的な事業の、1 包括的支援事業の①成年後見制度ですが、内容について変更はありませんが、文章表記について見直しをしました。

次に、(5) 在宅医療・介護連携推進事業ですが、国の方で、令和3年度に介護保険法施行規則が改正となるため、それに合わせて表記しました。

次に、VI地域包括支援センターの各事業と各業務の関連性については、運

営マニュアルから文章抜粋したものとなりますが、運営方針に掲載するまでもなく、制度としても当然に行われることなので、検討した結果、削除させていただきました。

それに替わり、VIとして感染症等への対応を新規に明記し、事業の実施に当たっては、感染予防対策を講じること、高齢者世帯、特に一人暮らし高齢者の見守り支援に努めること、地域の実情を踏まえた介護予防・見守り等の取組を行うこととしました。

このほか、漢字表記や誤字脱字等の訂正がございましたが、大きな変更点としては新旧対照表に掲載の通りでございます。

(以上、令和3年度朝霞市地域包括支援センター運営方針(案)についての説明終了。)

八木会長：ありがとうございました。ただ今の説明に関して、御意見・御提案等はございますか。

田中委員：人員配置基準について、標準的配置人員を6人としていますが、非常勤職員を含めるとそれ以上になるという認識でよろしいでしょうか。

佐藤主任：非常勤職員を含め、標準を6人としています。受託法人で、それ以上の配置をする際はこの限りではありません。

田中委員：1日の最低従事人数などの定めはあるのでしょうか。

佐藤主任：そういった定めはありませんが、基本的には市に準じる形をとっていただいています。

本田副会長：標準6人の中に事務職は含まれるのでしょうか。

佐藤主任：事務職を含み、6人となります。

本田副会長：事務職も常勤職員でなければいけないのでしょうか。

佐藤主任：事務職は非常勤職員としています。

本田副会長：主任介護支援専門員について、受講要件を満たす者と記載されていますが、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たす人であれば、介護支援専門員でもよいのでしょうか。

佐藤主任：準ずる者については、主任介護支援専門員の受講要件を満たす者としています。介護保険法上、準ずる者を含めた配置が認められているため、このような表記となっていますが、将来的には基本3職種配置はお願いするようになります。

本田副会長：居宅介護支援事業所の管理者も主任介護支援専門員の配置が義務付けられているように、主任介護支援専門員と介護支援専門員ではスキルなどにも差があるように思います。将来的には主任介護支援専門員が配置されるよう促したほうが良いと感じました。

議題(2) 令和3年度朝霞市地域包括支援センター事業計画(案)について

*資料2：令和3年度朝霞市地域包括支援センター事業計画書(案)

①資料の見方について

佐藤主任：地域包括支援センターごとの事業計画の御説明に入る前に、資料の全般的な御説明をいたします。

まず、資料2の表紙をめくっていただき、1ページ目をご覧ください。上段は、運営方針のIV業務推進の指針に従って「基本的事項」とし、すべての地域包括支援センターで共通の記載となっております。下段は、地域包括支援センターごとに、それぞれの地域特性や課題と捉えたことについて、年間重点目標を設定したものでございます。

次に2ページ目から3ページ目をご覧ください。こちらは一番左の列に記載してあります地域包括支援センターの柱となる業務のうち「総合相談支援業務」・「権利擁護業務」・「包括的継続的ケアマネジメント支援業務」に関しては、網掛け部分の事業計画と目標について各地域包括支援センターで作成しました。

また、4ページ目の、「介護予防ケアマネジメント業務」及び「市と協働する業務」の計画及び目標につきましては、市で作成し、全包括支援センターで同じ内容となっております。なお、ケアマネジメントの件数のみ、地域包括支援センターごとに見込みの件数を参考として掲載させていただきました。

②事業計画及び目標について（各地域包括支援センターから説明）

【第1圏域内間木苑の事業計画及び目標について】

内間木苑：「総合相談支援業務」については、すべての事業において、新型コロナウイルス発生に伴い、昨年度の実数値に基づき、今年度の目標値を掲げたため、実施回数を縮小している事業があります。今年度、北部民生委員定例会において3度講演の依頼を受けています。内容としては、介護保険の概要や事例を通しての勉強会となっております。地域支えあいネット講座では社会福祉協議会の協力の下、ノルディック講座を開催予定としています。また、防災をテーマにした講座も開催していきたいと考えています。

「権利擁護業務」については、前年度に引き続いた事業が中心であり、大きな変化はありませんが、地域のサークル活動内での、高齢者声掛け訓練が開催できるよう、準備を進めていきたいと思っています。

「包括的継続的ケアマネジメント支援業務」については、前年度に引き続いた事業が中心です。第1圏域ネットワーク会議を引き続き開催し、事業所間での連携強化と地域の方とどのような関わりが持てるのか、地域のためにどのような事が行えるのかを検討し、実行していきたいと思えます。

「年間重点目標」について、1点目の重点目標に関しては、さらなる顔の見える関係を目指し、町内会・住民との距離を縮め、気軽に相談できるような関係作りに努めていきます。

2点目の重点目標に関しては、講座やUR職員・民生委員との定期的な話し合いで情報の共有を重ね、課題に対しどのように解決へ取り組むことが出来るのかを今年度・次年度と長いスパンで進めていきたいと考えています。

【第2圏域つつじの郷の事業計画及び目標について】

つつじの郷：「総合相談支援業務」については、令和2年度の事業計画が、新型コロナウイルスの影響で中止にした事業も多かったため、2年度の計画を中心に実施していきたいと考えています。主な活動として、西部地区民生委員定例会に、毎年5月に参加していますが、ここ数年、民生委員との顔の見える関係づくりがすすみ、民生委員からの相談、地域包括支援センターからの情報共有を行い、協働して利用者様への見守りを行ってきました。令和3年度は定例会への参加を増やし、民生委員との情報交換や民生委員が訪問時に配布する資料の提供を働きかけていきたいと考えています。また、認知症サポーター養成講座を2回実施する予定です。1回目は一般向け、2回目は犬の散歩をされている方向けに行い、認知症という病気の周知や地域包括支援センターの活動の周知を行っていきます。

「権利擁護業務」については、令和2年度の8月からオレンジカフェを再開しましたが、令和3年度も感染予防対策を行い、実施していきます。新しい生活様式に合わせた内容を検討していきたいと考えています。高齢者声掛け訓練は、認知症サポーター養成講座の中で声掛け訓練も含めて開催していきます。地域支えあいネット講座で成年後見制度のミニ講座を行う予定です。

「包括的継続的ケアマネジメント支援業務」については、地域包括支援センター主催の地域ケア会議は、令和2年度と同様に感染予防を行い、参加人数を調整しながら、実施します。令和3年度より栄養士の参加を予定しています。様々な事例に専門職からコメントをいただき、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや利用者様の支援、地域の課題を見える化することで、住みやすい地域になるように取り組んでいきたいと思えます。

「年間重点目標」については、地域で自分らしく生きるための取組のきっかけづくりを行います。具体的には、地域支えあいネット講座での①60歳台から始める楽々片付け術、②映画「ぼけますからよろしくお願いします」+成年後見制度講座、③最後を自分で決める、の実施を予定しています。

関係機関と連携し、閉じこもりを解消する取組を行います。具体的には、西部地区民生委員や町内会と連携し、コロナ禍において、体力、筋力低下を予防する情報を提供し、閉じこもりを減らす取組を行いたいと考えています。

第2層協議体等と連携し、地域住民の活動を広げる取組を行います。具体的には、地域の高齢者の外出に働きかける取組として、第2層協議体で「つながりタイムズ」を作成し、町内会やサロン等に配布し、地域住民の活動を広げるきっかけづくりにしたいと考えています。

【第3圏域モーニングパークの事業計画及び目標について】

モーニングパーク：「総合相談支援業務」については、1つ目として、本町、溝沼の2か所で自主活動グループの立ち上げを行います。本町圏域では、朝霞市社会福祉協議会と連携し、南朝霞公民館で「切り絵」の自主活動グループを立ちあげ、溝沼圏域では朝霞市社会福祉協議会、病院のリハビリ職と連携し、体操をメインとした自

主活動グループを立ちあげます。2つ目として、地域の見守り強化を行います。要援護者台帳を利用した地域包括支援センターからの情報提供、町内会の回覧板やZoomを用いた情報発信を行い、地域の見守り強化に努めていきます。

「権利擁護業務」については、1つ目として、3年前からオレンジカフェを4か所の地域密着型事業所で開催してきましたが、令和3年度は地域密着型デイサービス「てんとうむし」において、5か所目のオレンジカフェを開催します。2つ目として、認知症サポーター養成講座を地域の活動団体やサロン等で開催し、認知症の理解、普及活動に努めていきます。

「包括的継続的ケアマネジメント支援業務」については、前年度に引き続き、関係機関との連絡会議や施設の運営推進会議は、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、書類やオンライン等で参加し、各関係機関との情報共有に努めていきます。ケアマネジャーの支援も前年に引き続き、地域ケア会議やケアマネカフェの開催のほか、モーニングパーク圏域内のケアマネジャーの情報交換会を開催し、ケアマネジャー同士が相互に相談できる関係づくりを支援していきます。

「年間重点目標」については、1つ目として、集いの場作り、自主活動グループの立ちあげを行い、地域住民の介護予防・フレイル予防活動に取り組みます。2つ目として、地域住民の認知症への理解を深める支援を、地域の活動団体や施設で実施していきます。3つ目として、地域包括支援センターからの情報発信を強化し、地域住民の見守りを強化していきます。

【第4圏域ひいらぎの里の事業計画及び目標について】

ひいらぎの里：「総合相談支援業務」については、令和2年度、第2層協議体を中心に、地域住民同士のつながりを深め、孤立を防ぐためにも、気軽に集える居場所づくりを積極的に行う目標を立てていましたが、新型コロナウイルスにより、新規で立ちあげることが難しい状況が続いています。フレイル予防の観点からも、来年度も引き続き、感染防止対策を行い、既存の活動団体の活性化と新規立ちあげを重点的に行っていきたいと考えています。

「権利擁護業務」については、認知症の方とその生活を支える家族への支援を充実させるために、気分転換や日々の不安・悩みを解消できる場の提供を目的とした「ほっとカフェ」を行っていますが、その周知と内容の充実に力を入れていきたいと考えています。現在は季節を感じることでできる行事を毎回行っていますが、今後、当事者の方には、ボランティアの方が対応したり、家族には活用できる情報等を伝えるミニ講座を行うなど、参加するメリットや居心地の良さを工夫していこうと考えています。

「包括的継続的ケアマネジメント支援業務」については、地域包括支援センター主催の地域ケア会議については、出席者間で距離をとる、フェイスシールドを配布するなどの工夫をしながら行っています。事例検討や情報交換の貴重な場となっており、できる限り開催していきたいと考えています。また、今年度行えなかった民生委員と地域のケアマネジャーとの懇談会についても、この

ような状況だからこそ、関係づくりや情報交換が必要であり、開催したいと考えています。

「年間重点目標」について、1つ目は、ほっとカフェを通じて、認知症の方とその家族の支援の充実を図ると共に、地域住民に対して、認知症や認知症の方の対応方法等の周知活動を行います。2つ目は、サロンや体操教室のリーダーとなる人材育成を行い、地域住民の交流や健康増進、様々な情報発信場所となる拠点づくりを進めます。サロンや体操教室を立ち上げるためには、中心になって動いてくれる方の存在が重要となります。リハビリ専門職の方の協力を得て、体操リーダー養成を行ったり、茶話会の運営等に興味を持つ方を支援するなど、地域住民に協力いただきながら、積極的に行っていきたいと考えています。

【第5 圏域朝光苑の事業計画及び目標について】

朝光苑：「総合相談支援業務」については、総合相談の窓口として、窓口・電話・訪問のほかにメールでの受付を加えます。これは、以前からある法人ホームページのお問い合わせフォームを活用したものになります。今年度、既にメールでの受付の体制を整え、ホームページで周知していましたが、周知が不足していることから、来年度はこれを強化したいと考えています。電話するのは気が引ける方や、若い世代で時間のない方などに、気軽に質問や連絡をできる手段として利用してほしいと考えています。同じく周知活動の1つとして、圏域内の医療機関等を定期的に訪問し、地域包括支援センターのチラシの配布等、協力依頼をしていきます。こちらについても、今年度試行し、既に4医療機関にチラシ配布、朝霞地区歯科医師会経由で市内の歯科医院に情報提供を行っています。支援が必要な方を早期に発見し、支援に繋げる仕組みを作ることを目的としています。

「権利擁護業務」については、成年後見制度の活用について、個別相談での周知のほか、サロン等訪問時に成年後見制度についての情報提供を行っていきます。今年度中止したオレンジカフェは、感染防止対策を徹底した上で、定期開催をしていきます。感染予防のため、昨年度までのように飲食や歌を楽しむことが難しいことから、当事者と家族が別々でも、過ごし語り合える場づくりとし、認知症サポーターにも活動してもらいながら、当事者を支援していくような内容としたいと考えています。

「包括的継続的ケアマネジメント支援業務」について、圏域内のケアマネジャー支援として、地域包括支援センター主催の地域ケア会議は、前年度と同様に開催し、多職種と連携しながらケアマネジャーが抱える個別の課題や地域にある課題について検討していきます。圏域内の居宅支援事業所へは、今年度の座談会形式で顔の見える関係作りがある程度行えたことから、来年度は個別訪問を主とし、利用者支援に必要と思われる情報提供やケアマネジメントに関する相談支援を行っていく予定です。5地域包括支援センターケアマネカフェについては、前年度に引き続き、主任介護支援専門員が中心となって年4回開催していきます。

「年間重点目標」について、1点目は、第2層協議体と連携し、地域で活動する人材の発掘や育成・居場所づくりを行います。今年度、第2層協議体においては、新型コロナウイルスの影響により、現時点でも以前のように協議体への参加者を募ったり話し合いをしたりすることが難しい状況ですが、来年度は地域からの参加者を増やしつつ、今年度集めた活用できる場所や、地域の情報を活動に生かし、アイデアを形にしていきたいと考えています。また今年度、地域包括支援センター主催講座として予定していましたが、実施できなかった体操サポーター養成講座を開催し、地域で活動できる人材の育成に取り組みます。2点目は、オレンジカフェや自主活動グループでのオンラインの活用です。今年度オンラインは多くの場面で日常のツールの一つとなりました。高齢者においては、機器の活用が大きなハードルとなりますが、今年度のように自粛生活を余儀なくされたことで、心身に影響が出たことを踏まえ、支援を行っていききたいと考えています。3点目は、地域包括支援センターの更なる周知に取り組み、見守り等の早期介入や支援体制の構築に取り組みます。これまでも独自のチラシを作成し、配布を行ってきましたが、地域包括支援センターについては、知らないといった市民の方の声をまだまだ聞くことがあります。今年度から、医療機関等へのチラシやパンフレットの配布を始めています。窓口に置いたり、気になる患者にチラシを配布してもらうようお願いしています。医療機関等においては、認知機能の低下を始め、心身の状態の変化をいち早く察知し、支援の必要性を感じる場面が多々あると思われそうですが、利用者本人の受け止めの難しさや支援を受けることに対する心理的なためらい等により、適切な時期に関係機関につなぐことが難しい場合もあると思われそうです。しかし、自立支援・重度化防止の観点からは、早期の介入による支援体制の構築が有効であると考えことから、医療機関等においても、地域包括支援センターの周知に協力してもらい、支援体制の構築に努めたいと考えています。

(以上、議題(2) 令和3年度朝霞市地域包括支援センター事業計画(案)についての説明を終了。)

八木会長：ありがとうございました。ただ今の説明に関して、御意見・御提案等はございますか。

熊澤委員：計画を見ると、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で中止・延期した事業を中心に実施していくようですが、来年度も影響は続くと考えられます。朝光苑は、オンラインの活用等について記載がありますが、そのほかの地域包括支援センターでは、何か対策等を検討しているのでしょうか。また、オレンジカフェでのオンラインを検討されているようですが、高齢者にとってオンラインはハードルが高いように感じます。その点はどのように考えているのでしょうか。

佐藤主任：オンラインの活用については、全地域包括支援センターにタブレット端末を配布しています。まずは、市・地域包括支援センターの職員がその技術を習得し、

サロンなどの活動にも普及させていきたいと考えています。高齢者の方にも得意不得意な方がいることは承知しているため、参加できる方から徐々にと考えています。具体的には、モーニングパークの第2層協議体で完全オンラインでの協議体を開催したと聞いています。

朝光苑：オレンジカフェのオンライン開催について、具体的な方法などは検討中ですが、まずは、人数制限などをする形で集まっただき、オンラインの使用法などを伝えたいと実施していくようになると思います。

奥野係長：現在、様々な感染予防対策を講じて事業を実施しているところです。令和3年度についても、基本的な感染予防対策を徹底したうえで、できる事業から実施していくようになると思います。

八木会長：今まで通りの事業実施ができるまでには、時間がかかると思います。ウィズコロナからアフターコロナへの計画の変更が必要になってくるのかと思いましたが。緊急事態宣言などが発出され、一番宣言の内容等を守るのは高齢者になるため、生活基盤等が崩れないよう、少しでも前に進むための取組が必要だと感じました。

吉川委員：市と協働しながら、フレイル予防講座なども開催させていただいているところですが、自粛生活の中で、体力などが低下していると参加者から聞いています。今後、終息までには時間がかかると思いますが、その影響が1年、2年後の介護保険に影響を及ぼすことも想像できると思います。その中で、感染症対策などを実施しながら事業を実施しているところかと思いますが、会場の確保が課題になってくるのではないかと感じています。自主グループ等に対する会場費の助成やマンションの集会室などの活用について、公共施設だけでは十分でない中で、何か対策などがあれば教えていただきたいです。

望月課長：感染症対策を講じての事業実施や活動は、今後も継続していく必要があると認識しています。場所の問題については、以前から取り沙汰されており、市としても、これまでにマンションの集会室の活用にあたり、マンションの住民以外の地域住民が参加できるよう、調整させていただいています。今後も、民間の会議室など、活用できそうな場所がありましたら市の方でも相談していきたいと思っています。実際に、新型コロナウイルス感染症が流行する前ですが、三原にある本田技研の一角を、地域の集いの場として活用させていただき話を進めていました。新型コロナウイルス感染症が終息した後は、改めて相談していきたいと思っています。

吉川委員：実際に現場で動いていて、ひいらぎの里ではさがみ典礼の葬儀で使わない日に場所を借りたりしていると思います。緊急事態宣言中は、企業側も貸出は難しいといった話もあると思いますが、活用できることに驚きもしました。借りれそうな場所には積極的に声をかけていく必要があると思いますし、自分達から声をけるよりかは、市からの依頼の方が借りられると思うので、後ろ盾をお願いしたいと思います。

八木会長：少しでも前に進んでいくために、ITに強い市や地域包括支援センターを目指していくことを、今後期待していきたいと思うところです。高齢者が何もでき

ないと思うことはいけないと最近感じていて、積極的にスマホなどを使う高齢者もいると思うので、一緒に取り組む形で進めていけるとよいと思いました。

議題（３）令和３年度朝霞市地域包括支援センター収支予算書(案)について

*資料３：令和３年度朝霞市地域包括支援センター収支予算書（案）

①様式の説明

奥野係長：収支予算書の様式について、左側に包括的支援事業分と指定介護予防支援事業分の収入と、右側に人件費や事務・事業費の支出を記載しています。

②予算書の内容について

【第１圏域内間木苑の収支予算書について】

【収入】

奥野係長：収入の１の包括的支援事業分といたしまして、包括的支援事業委託料は３，６３４万７千円でございます。委託料の算定根拠ですが、第１圏域内の第１号被保険者数は他の圏域と比べて多く、６千人を越えているため、専門職１名分の５２５万５千円が加算されていることと、令和３年度よりさらに専門職１名分の増員を見込んでおり、専門職６名分の人件費として３，１５２万７千円、事務職人件費として１９０万円、事業費として１９２万円、事務費及び光熱水費として１００万円となっております。その他、第１圏域で見込まれる総合事業による介護予防ケアマネジメント料が４８６万円、コーディネーター設置委託料として３９９万６千円の合計４，５２０万３千円でございます。

２の指定介護予防支援事業分といたしまして、住宅改修意見書作成料として８万円、第１圏域で見込まれる予防給付による介護予防ケアマネジメント料で３４２万円の合計３５０万円でございます。収入の合計といたしましては４，８７０万３千円となっております。

【支出】

奥野係長：人件費支出が４，１１８万８千円、事務・事業費支出は７５１万５千円でございます。

主なものといたしまして、法人施設全体の管理費等を面積按分等により割り振った額の実績に合わせて、２の水道光熱費が前年度比４０万円増額で８０万円、１５の業務委託費は、前年度比４３万円の増額で１６３万円、１６の手数料については、前年度同額の１１０万円などを計上しております。支出の合計では４，８７０万３千円となっております。

【第2圏域つつじの郷の収支予算書について】

【収入】

奥野係長：収入の1の包括的支援事業分といたしまして、包括的支援事業委託料は3,289万3千円でございます。委託料の算定根拠ですが、令和3年度から専門職1名分の増員を見込み、専門職5名分と事務職の person 費と事業費、事務費、光熱水費と、つつじの郷につきましては、母体法人の所在圏域とは別圏域に事務所があるため、家賃180万円を補助しております。(15万×12ヶ月)その他、第2圏域で見込まれる総合事業による介護予防ケアマネジメント料で428万円、コーディネーター設置委託料として399万6千円の合計4,116万9千円でございます。

2の指定介護予防支援事業分といたしまして、第2圏域で見込まれる予防給付による介護予防ケアマネジメント料の412万円でございます。収入の合計といたしましては4,528万9千円となっております。

【支出】

奥野係長：人件費支出が3,696万4千円、事務・事業費支出は832万5千円でございます。

主なものといたしまして、1の保健衛生費は、感染予防用品の購入を見込んで前年度比12万円増額の18万円、3の消耗器具備品費及び4の保険料は過去の実績に合わせて減額し、5の車両費には車のリース料が含まれていたため、13の賃借料に30万円余りの科目入替を行いました。支出の合計では4,528万9千円となっております。

【第3圏域モーニングパークの収支予算書について】

【収入】

奥野係長：1の収入の包括的支援事業分といたしまして、包括的支援事業委託料は3,109万3千円でございます。委託料の算定根拠ですが、令和3年度から専門職1名分の増員を見込み、専門職5名分と事務職の person 費、事業費、事務費、光熱水費となっております。その他、第3圏域で見込まれる総合事業による介護予防ケアマネジメント料で424万6千円、コーディネーター設置委託料として399万6千円の合計3,933万5千円でございます。

2の指定介護予防支援事業分といたしまして、住宅改修意見書作成料として2万円、第3圏域で見込まれる予防給付による介護予防ケアマネジメント料で436万円、雑収入として1万円の合計439万円でございます。収入の合計といたしましては4,372万5千円となっております。

【支出】

奥野係長：人件費支出が3,306万3千円、事務・事業費支出は1,066万2千円でございます。主なものといたしまして、1の保健衛生費は、感染予防用品の購入を見込んで前年度比45万円増額の50万円、4の保険料は、障害・賠償保険に令和2年度途中から加入することとなったため前年度比10万5千円の増額で16万5千円、9の事務消耗品費は、コロナ禍で印刷物が急増しているためその費用として前年度比30万円の増額で130万円、16の手数料は、令和2年度より外部の税理士・社労士に依頼していることと（見切れておりますが）職員募集のための人材紹介手数料として前年度比99万円増額の110万円を計上しております。支出の合計では4,372万5千円となっております。

【第4圏域ひいらぎの里の収支予算書について】

【収入】

奥野係長：1の収入の包括的支援事業分といたしまして、包括的支援事業委託料は3,109万3千円でございます。委託料の算定根拠ですが、令和3年度から専門職1名分の増員を見込み、専門職5名分と事務職の人件費、事業費、事務費、光熱水費となっております。その他、第4圏域で見込まれる総合事業による介護予防ケアマネジメント料で350万円、コーディネーター設置委託料として399万6千円の合計3,858万9千円でございます。

2の指定介護予防支援事業分といたしまして、住宅改修意見書作成料として2万1千円、第4圏域で見込まれる予防給付による介護予防ケアマネジメント料で410万円の合計412万1千円でございます。収入の合計といたしましては4,271万円となっております。

【支出】

奥野係長：人件費支出が3,386万円、事務・事業費支出は885万円でございます。

主なものといたしまして、1の保健衛生費は、感染予防用品の購入を見込んで前年度比4万円増額の5万円、9事務消耗品費は、印刷物が増加しており令和2年度の実績に合わせて前年度比30万円の増額で90万円を計上しております。支出の合計では4,271万円となっております。

【第5圏域朝光苑の収支予算書について】

【収入】

奥野係長：1の収入の包括的支援事業分といたしまして、包括的支援事業委託料は3,109万3千円でございます。委託料の算定根拠ですが、令和3年度から専門職

1名分の増員を見込み、専門職5名分と事務職の person 費、事業費、事務費、光熱水費となっております。その他、第5圏域で見込まれる総合事業による介護予防ケアマネジメント料で453万円、コーディネーター設置委託料として399万6千円の合計4,041万5千円でございます。

2の指定介護予防支援事業分といたしまして、住宅改修意見書作成料として4千円、第5圏域で見込まれる予防給付による介護予防ケアマネジメント料で263万4千円の合計263万8千円でございます。収入の合計といたしましては4,305万3千円となっております。

【支出】

奥野係長：人件費支出が3,978万3千円、事務・事業費支出は327万円でございます。

主なものといたしまして、1の保健衛生費は、感染予防用品の購入を見込んで前年度比4万5千円増額の5万円、2の水道光熱費は、過去の実績を踏まえ、前年度比3万3千円の増額で112万円、9の事務消耗品費は令和2年度に電動自転車やタブレット端末の購入があり増額していましたが、令和3年度は高額事務用品の購入が少ないため前年度比13万2千円の減額で36万9千円、15の業務委託費は、令和2年度に契約の見直しを行ったため、前年度比5万6千円の減額で26万4千円を計上しております。支出の合計では4,305万3千円となっております。

(以上、令和3年度朝霞市地域包括支援センター収支予算書(案)についての説明終了。)

八木会長：ありがとうございました。ただ今の説明に関して、御意見・御提案等はございますか。

本田副会長：収入の包括的支援事業分の「総合事業による介護予防ケアマネジメント料」は「総合事業のみ」と記載され、指定介護予防支援事業分の「予防給付による介護予防ケアマネジメント料」は「総合事業+予防給付」と記載されていますが、こちらの違いを教えてくださいと思います。

山口主任：総合事業のみ利用している方は、介護予防ケアマネジメント料が発生するようになり、総合事業と予防給付を併用している方については、介護予防支援として費用が発生するため、このような記載になっています。

本田副会長：利用者の方が利用しているサービスによると考えて良いでしょうか。

山口主任：その通りです。

本田副会長：つつじの郷の総合事業による介護予防ケアマネジメント料が減収になっていますが、何か理由などはあるのでしょうか。

つつじの郷：昨年度などの実績を見ると、要介護になる方が増えている様子が見えます。実績を鑑みて今年度は数字を計上しました。

吉川委員：どの地域包括支援センターも感染症予防から、保健衛生費が増額になっていま

すが、内間木苑の未据え置きとなっているのは何か理由があるのでしょうか。
また、1名増員に対し、福利厚生費が減額になっている地域包括支援センターも見受けられますが、問題ないのでしょうか。

内間木苑：保健衛生費については、支給されるものも多く、現状は予算などの増額をしなくても問題なさそうだったため、据え置きとしました。福利厚生費は、前年度実績を鑑みた結果、減額となっています。

佐藤主任：ひいらぎの里については、市がヒアリングを実施した際に確認した際には、実績に合わせて据え置きしたと聞いています。

濱野委員：モーニングパークの人件費支出のうち、非常勤職員給与が減額になっていますが、人が減ったということでしょうか。

モーニングパーク：主任介護支援専門員を1人非常勤職員で雇っていたが、12月に退職されたため、減額となっています。

議題（4）全国統一指標による朝霞市及び朝霞市地域包括支援センターの評価結果について

*資料4：全国統一指標による朝霞市及び朝霞市地域包括支援センターの評価結果について

○書式の説明

奥野係長：表の左側には市町村の評価指標として59項目、右側にはセンターの評価指標として55項目が示されています。昨年6月にこの指標に基づいて国から調査があり、市及び各包括支援センターが令和元年度実績として「実施できている」ものは○、それ以外は×で表記してあります。また、網掛けしてある朝霞市の回答の右側の列には、全国の市町村及びセンターにおいて、「実施できている」と答えた割合について記載してあります。

レーダーチャートは、「各センターの業務チェックシートの結果」や「朝霞市の結果、全国市町村の平均値」などをチャート化したものとなります。それぞれ、青色の線と赤色の線で表示されています。

○評価結果について

奥野係長：朝霞市の傾向としては、市もセンターも概ね全国平均並みに実施できていますが、「2-（5）の介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」が平均より下回っているのが目立っています。これは、自立支援に関する指針やセルフマネジメントに関する指針、介護予防ケアマネジメントの委託等に関する指針が示されていないことと、それら指針を示すに当たって、総合事業のサービス類型等の充実が成しえていないことなどが原因として挙げられます。これらは昨年に引き続いての課題であり、早急に可能なところから指針を示すことができるよう、調整していきたいと思っています。

また、その他の現在実施できていない評価項目についても、市と地域包括支援センターとの協議などを行い、改善可能な部分については、改善していき

いと考えています。

(以上、議題(4) 全国統一指標による朝霞市地域包括支援センターの評価結果についての説明終了。)

八木会長：ありがとうございました。ただ今の説明に関して、御意見・御提案等はいかがでしょうか。

(意見・提案等なし)

議題(5) その他

○地域包括支援センターの職員体制の充実について

佐藤主任：地域包括支援センターの職員体制を充実させるため、職員1名増員の予算要求をしているところです。

○日常生活圏域の見直し

佐藤主任：令和4年度から、現在の5圏域を6圏域に変更する計画をたてており、圏域の設定やプロポーザルによる新規の受託法人募集等を行う予定です。それに伴い、7月に「圏域の見直しについて」、11月に「第6圏域の受託法人について」、それぞれ承認をもらう必要があるため、運営協議会にはかる予定になります。

○介護保険法の改正について

佐藤主任：介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援に関する市の条例を改正予定。感染症対策の強化や業務継続計画の策定などが義務付けられるが、3年間の経過措置が設けられている。

八木会長：ありがとうございました。ただ今の説明に関して、御意見・御提案等はいかがでしょうか。

熊澤委員：埼玉県のケアラー条例が施行されたと思いますが、その点について変更点などはありますか。

望月課長：第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に、ケアラー支援に関する項目を盛り込むよう検討しています。例えば、ケアラー条例の中に「学業などに支障をきたさないよう」といった内容がうたわれているため、そういった内容を踏まえ検討中となっています。

八木会長：他に御意見や御提案等はありませんでしょうか。

それでは、本日の議題について、すべて御審議いただきました。議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。これにて、議長の任を解かせていただきます。

奥野係長：八木会長、ありがとうございました。

次回、令和3年度第1回目の運営協議会につきましては、7月頃の開催を予定しております。具体的な日時等が決まりましたら、後日御連絡させていただきますので、その際につきましては御協力をお願いいたします。

それでは、以上で令和2年度第3回朝霞市地域包括支援センター運営協議会を終

了させていただきます。

会議録署名人 _____